高齢者虐待に関する指針

相模原すみれ園

1. 基本的な考え方

当施設では、利用者への虐待は人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

2. 高齢者虐待の定義

《法令の知識と理解》

① 施設に従事する者は、高齢者虐待にかかわる法令として**「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下高齢者虐待防止法という）」**と**「厚生省令・身体拘束禁止規定」**の二つは最低限知っていなければならない。

② 高齢者虐待防止法では法の対象となる「高齢者虐待」を**養護者によるもの**と**養介護施設従事者等によるもの**という形で、行為者によって分けている。

③ 高齢者虐待防止法に定める**「養介護施設従事者等」**の範囲は以下のとおりである。

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	●老人福祉施設 ●有料老人ホーム	●老人居宅生活支援事業	「養介護施設」または「養介護事業」の業務に従事する者
介護保険法による規定	●介護老人福祉施設 ●介護老人保健施設 ●介護療養型医療施設 ●地域密着型介護老人福祉施設 ● 地域包括支援センター	●居宅サービス事業 ●地域密着型サービス事業 ●居宅介護支援事業 ●介護予防サービス事業 ●地域密着型介護予防サービス事業 ●介護予防支援事業	

④ 高齢者虐待防止法において「養介護施設従事者等」による高齢者虐待は以下の5つに定義付けられている。

虐待の種類	内容	具体例
身体的虐待	**高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。**	・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理矢理食事を口に入れる、やけど・打撲させる ・部屋に鍵をかけて監禁する。ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束、抑制をする等（例外三原則を満たさない身体拘束）
介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）	**高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき**	・入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状

	職務上の義務を著しく怠ること。	態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある ・室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる
心理的虐待	**高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。**	・排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う ・侮辱を込めて、子供のように扱う ・高齢者が話しかけているのを意図的に無視する等
性的虐待	**高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。**	・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する ・キス、性器への接触、セックスを強要する等
経済的虐待	**高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。**	・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない ・本人の自宅等を本人に無断で売却する ・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する等

（高齢者虐待防止法第 2 条第 5 項）

《高齢者虐待と身体拘束の関係》

① 厚生省令・身体拘束禁止規定における身体拘束に該当する具体的な行為は次の 11 項目である。

●徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
●転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
●自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
●点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
●点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
●車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける
●立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する
●脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
●他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
●行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
●自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

（出典：厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」『身体拘束ゼロへの手引き』, 2001）

② 「緊急やむを得ない」（例外3原則を満たさない）身体拘束はすべて身体的虐待である。

③ 例外3原則とは次の3つの要件であり、そのすべてを満たすことが必要である。

① 切迫性 ：本人や他の入所者等の生命・身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
② 非代替性 ：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代わりになる介護方法がない

③ 一時性 :身体拘束その他の行動制限が一時的なものである

緊

④ 緊急やむを得ない身体拘束は、次の手続きを経て行わなければならない。

① 例外 3 原則の確認等の手続きを、「身体拘束廃止委員会」等のチームで行い、記録する
② 本人や家族に、目的・理由・時間・期間等をできる限り詳しく説明し、十分な理解を得る
③ 状況をよく観察・検討し、要件に該当しなくなった場合はすみやかに身体拘束を解除する

⑤ 例外3原則確認手続きの記録様式、家族へ同意を得るためには次の書類様式を用いる。

【厚生省令第 11 条第 5 項の様式例】

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

○ ○ ○ ○ 様

あなたの状態が下記のABCをすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等にいて最小限度の身体拘束を行います。 ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

記

A 入所者(利用者)本人又は他の入所者(利用者)等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い

B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない

C 身体拘束その他の行動制限が一時的である

個別の状況による拘束の必要な理由	
身体拘束の方法〈場所、行為(部位・内容)〉	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	**月 日 時から** **月 日 時まで**

上記のとおり実施いたします。 年 月 日

施設名 代表者 印 記録者 印

(利用者・家族の記入欄)

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

年 月 日

氏名 印

（本人との続柄　　）

○ ○ ○ ○ 様

《施設における虐待を発見した場合の通報義務》

① **施設従事者が自分の働いている施設等で虐待を発見した場合、**その生命や身体に重大な危険が生じているか否かにかかわらず、速やかに市町村へ通報する義務がある。

② 当施設・事業所において虐待と思われる行為を発見した場合は、市町村担当窓口　**相模原市福祉基盤課　電話番号042－769－9226**　に通報する

※通報義務は、高齢者虐待を施設・事業所の中だけで抱え込まずに、早期に発見し対応をはかるために設けられたものである。このことを、従事者、あるいは施設の設置者は重く受け止め、マニュアル

上はこのように記載して通報義務を意識づけることが必要だが、実際の運用では虐待を発見した場合の相談システムを各施設・事業所で構築することが大切である。

《通報と守秘義務との関係および不利益取り扱いの禁止》

① 当施設の従事者が高齢者虐待について通報を行っても守秘義務違反にはならない。

② 上記の通報を行っても解雇その他の不利益な取り扱いを受けることはない。

3. 虐待防止に向けた体制

① 虐待防止委員会の設置

ア　設置目的

本委員会は、高齢者虐待の未然防止、不適切ケアの早期発見および適切な対応を図るとともに、虐待発生時の迅速かつ適正な対応および再発防止策の検討を行うことを目的とする。

また、高齢者虐待防止に関する啓発活動および職員研修の企画・実施を通じて、職員の意識向上および組織的な再発防止体制の強化を推進する。

イ　委員会の構成委員

1) 施設長（管理者）
2) 中間管理職（役職者等）
3) 介護職員
4) その他の職員

② 各職種の役割

ア　全職種共通

1) 適切なケアの実践
2) 不適切なケアの認識
3) 利用者等の尊厳を理解する
4) チームケアの確立

イ 施設長

1) 虐待防止にむけた施設全体の総括管理
2) ケア現場における諸問題の統括

ウ 中間管理職

1) 虐待防止についての職員教育
2) 職員のストレスマネジメント
3) 高齢者虐待の未然防止と早期発見及び対応

エ 介護職員

1) 利用者等の個々の心身の状態を把握し、基本ケアに努める
2) 利用者等とのコミュニケーションを十分にとる
3) 利用者の疾病・障害などによる行動特性を理解する
4) 正確かつ丁寧に記録する

オ その他職員

看護職員

1) 医師・協力病院との連携を図る
2) 施設における利用者等の健康管理と状態観察

生活相談員・介護支援専門員

1) 中間管理職の補佐
2) 家族の意向に沿ったケアの確立
3) 記録の整備
4) 市町村への連絡等
5) 家族との連絡調整

4. 組織・指示系統

① 委員会等の組織には、高齢者虐待・身体拘束等に関わる中間管理職を配置する。
② 組織図を作成し、報告・連絡・指示などの系統を明らかにする。 ※別紙1
③ 組織が形骸化(けいがいか)しないように、年度始めの事業計画作成の際にメンバー構成や役割について検討する。
④ 虐待や身体拘束の事実が把握できるよう、高齢者虐待・身体拘束等に関わる中間管理職の活動としてスタッフへの定期的な聞き取りや意見箱等の設置を行う。

《職員教育・研修の実施》

① 高齢者虐待防止にかかわる研修会を毎年度事業計画に上げ、実施する。
② 新規採用時研修・初任者研修等の際には必ず「高齢者虐待防止法」「身体拘束禁止」にかかわる研修を実施する。
③ 気持ちの良い挨拶、丁寧な言葉遣い、笑顔等は虐待の抑止力になることを周知する。

《苦情対応、情報公開》

① 苦情対応責任者、電話番号を施設の見やすい場所に掲示する。
② 法人、施設における情報公開の体制並びに情報公開に係る要項を作成し、公開すべき内容・公開方法などを定める。
③ 公開すべき内容の中に、高齢者虐待防止に係る体制・組織と実際に虐待が起こった場合の対応などを盛り込む。

5. 介護施設等従事者のストレスへの対応

《人員配置の相互理解》

① 各職種の基準で定められた配置定数と実際の配置数の比較表を作成し、介護現場に現状を正確に伝える。
② 管理者側が介護現場に内在する人員不足感に耳を傾け、実際に不足しているかどうかを共に検証する。

③ 一定のスタッフに、より多くの負担がかかるような業務の偏りがないか共に検証する。
④ 検証は感情論や経験論に左右されないよう、正確なデーターに基づいて行う。
⑤ 検証の結果不足・不備が認められる場合は、可能な範囲での対応を行う。

《効率・ケアの改善》

① 効率を優先した一斉介護・流れ作業により、介護という仕事へのモティベーションが下がっていないか検証するとともに、個別ケアを推進する方向付けをする。
② 経費節減を優先するあまり、介護現場に必要な備品が不足していたり、粗悪なものを多用したりしていないか検証する。

《夜勤への配慮》

① 緊急時の対応手順、連絡・相談の方法等を明確に定める。
② 夜勤回数、周期に偏りがないよう配慮する。
③ 夜勤中に不安に感じていること等について聞き取りやアンケートを行い把握に努める。
④ 夜勤業務の負担感に管理側が理解を示す。

《不満・意見の受け入れ態勢》

① 言っても聞いてもらえない、どうせだめだ、といった気持ちにさせないよう中間管理職は不満・意見を広く受け入れ、話しやすい雰囲気を作る。
② 中間管理職は、職員面談を定期的に開催する。

《メンタルケア》

① 年 1 回、ストレスチェックを実施する。

6. ケアの質の改善

《認知症ケアの充実》

① 認知症にかかわる研修会を毎年度事業計画に上げ実施し、対応技術を身に付ける。
② 認知症罹患者の行動・症状には本人なりの理由があるという視点を育て、対応する体制を築く。

《専門性の向上》

① 経験主義的・直観的に介護技術を伝達していく体質を改める。
② 介護に関連するあらゆる分野の研修の機会を増やす
③ 資格取得を促進する。

《虐待衝動の共有と検証》

① 虐待に至らないまでも、「そのような気持ちになってしまった」「思わず手が出そうになってしまった」といった体験を隠したり非難したりするのではなく検証資料として集積し、施設内研修等で共有しながら虐待防止に役立てる。

《不適切ケアの意識付けと改善》

① 虐待とは言えないまでも虐待の温床となりうる事例(不適切ケア)を集め、意識づけるとともに反省を促す。

【※不適切ケアの事例】

●利用者が同じことを繰り返し訴えると、無視したり、「ちょっと待って」「さっきも言ったでしょ」などの強い口調で応えたりする。
●自力で食事摂取が可能だが時間がかかる利用者に対して、時間の節約のため職員がすべて介助してしまう。
●一斉介護のスケジュールがあるからという理由で、利用者の臥床・離床・起床等を半強制的に行う。
●子供に対するような言葉遣いで対応する。
●敬語を使わない。
●他のスタッフが間違ったことをしていても見て見ぬふりをする。
●誰かがやってくれるという気持ちで手抜きする。

7. 成年後見制度の利用支援に関する事項について

入居者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて行政機関等の相談窓口、身元引受人等と連携の上、成年後見制度の使用を支援する。

8. 高齢者施設虐待に関する指針の閲覧について

この指針は、当施設内に設置し、いつでも自由に閲覧できることとする。

附　則

この指針は、平成 26 年 2 月 1 日より施行する

平成 30 年 4 月 1 日　一部改正

令和　4 年 4 月 1 日　一部改正

令和　5 年 4 月 1 日　一部改正

令和　6 年 3 月 1 日　一部改正

令和　6 年 8 月 1 日　一部改訂

令和 8 年 6 月 1 日　一部改訂